第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改める。

（国立研究開発法人防災科学技術研究所法の一部改正）

第七条　国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十六条」を「―第十六条」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改める。

（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法の一部改正）

第八条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十七条」に改める。

第十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十六条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十六条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改める。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第九条　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第九号を次のように改める。

九　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の次に次の二条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十八条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（基金の設置等）

第十八条の三　機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十八条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

第十八条に次の一項を加える。

2　機構は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附則第五条の二の見出しを「（革新的新技術研究開発基金）」に改め、同条第一項中「単に「基金」を「「革新的新技術研究開発基金」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「基金」を「革新的新技術研究開発基金」に改める。

附則第五条の三第一項及び附則第五条の七中「基金」を「革新的新技術研究開発基金」に改める。

（独立行政法人日本学術振興会法の一部改正）

第十条　独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十七条第二項中「第十九条に」を「第十八条の二第一項に規定する基金に係る業務及び第十九条第一項に」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（基金の設置等）

第十八条の二　振興会は、文部科学大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において第十五条各号に掲げる業務（第十九条第一項に規定する学術研究助成業務を除く。）のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、振興会に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

第十九条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　振興会は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正）

第十一条　国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十六条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十六条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改める。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第十二条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十八条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十九条第二項中「前条第二号」を「第十八条第二号」に改める。